

学校教育における 「法」に関する教育の推進

「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

東京の次代を担う子供たちが、社会の一員として責任ある市民生活を送る上で必要となる法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることが必要です。

そのため、東京都教育委員会は、学習指導要領における「法」に関する教育に関わる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を示した『「法」に関する教育カリキュラム』を作成し、都内公立小・中学校に配布しました。

このリーフレットでは、『「法」に関する教育の授業づくりのポイント』を紹介します。

法やきまり、ルール及び司法にかかわる学習内容

「法」に関する教育における「学習の視点」を次のように設定しています。

学習の視点1

法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ

- 法やきまり、ルールは、多様な人々が共生する社会において、互いに尊重し合い、社会生活をより豊かにするために存在するものであるといった基本的な考えを理解させ、法やきまり、ルールの意義や役割を意識しながらそれを遵守しようとする態度を育てる。

学習の視点2

私法の基本的な考え方を学ぶ

- 個人と個人の間を規律する私法分野について、契約自由の原則や私的自治の原則などの私法の基本的な考え方を理解させ、日常生活においても法意識をもって行動し、法を主体的に利用できる力を育てる。

学習の視点3

憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ

- 個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や、国と個人との関係の基本的な在り方について理解させ、自律的かつ責任のある主体として自由で公正な社会の形成に参画しようとする態度を育てる。

学習の視点4

司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

- 司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させるとともに、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加しようとする意欲や態度を育てる。

【法に関する教育とは】

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

「法」に関する教育を推進するための公開授業 研究協議・意見交換会より 「法」に関する教育の授業づくりをどのように

公開授業後に行われた研究協議では、次の3つのテーマで意見交換を行い、「法」に関する教育の一層の理解を図りました。

- ①各校種における「法」に関する教育の現状、事例紹介
- ②「法」に関する教育を効果的に推進するための授業づくりの視点
- ③「法」に関する教育の推進に向けて、法律実務家との連携

1 各校種における「法」に関する教育の現状、事例紹介

◎小学校教員

3年生社会科における消防のはたらき、道徳の規範意識、規則を守ることの大切さ、学級活動及び体育における、学級のきまりづくりやみんなが楽しく参加できるようにするためのルールについて考える授業などを行っています。

◎中学校教員

法＝社会科という意識が強い。技術・家庭〔家庭分野〕における消費者教育や道徳以外でも、特別活動において、よりよい生活を築くための諸活動があるので、まず、授業者が法やきまりについて意識をもつことが大切だと考えています。

◎高等学校教員

公民科の現代社会及び政治・経済において、法に関する教育を行っています。理論や情報を暗記するのではなく、法の基本的な見方や考え方を学ぶ授業が大切です。例えば、国民の司法参加の在り方について考察する授業を行っています。

◎法律実務家

法に関する授業では、社会に出て役立つ力を身に付けるために必要な知識や考え方をつかんでほしい。ルールが必要な理由、状況に応じたルール、状況を解決するルールなどの妥当性を考察することを通して、ルールの必要性を理解することが大切です。

3 「法」に関する教育の推進に向けて、法律実務家との連携

◎小学校教員

法律実務家との連携は、子供が法への意識を高めるために効果的であり、ゲストティーチャーとして依頼する際には、教師が授業のねらいや連携の視点をしっかり伝えることが大切です。例えば、子供が模擬裁判を行い、活動後に、法の専門家の立場で、活動の様子を価値付けていただく場面があると、子供の満足感を高め、思考がより深まると感じています。

◎高等学校教員

高等学校の授業では、より高度な専門的な知識が求められ、専門的な部分での助言が必要な場合があります。ゲストティーチャーとして授業に参加することが難しければ、事前に電子メールなどで授業内容についてたずねることもできます。助言をいただいたことを授業に反映させることも連携の在り方の一つだと思います。

◎「法」に関する教育にかかわる主な関係機関

裁判所（東京地方裁判所） 電話 03-3581-5411 HP アドレス <http://www.courts.go.jp/tokyo/>
法務省 電話 03-3580-4111 HP アドレス <http://www.moj.go.jp/>

行うか ～教材化と指導方法の工夫～

2 「法」に関する教育を効果的に推進するための授業づくりの視点

- ◆学習の視点1：法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ
- ◆学習の視点2：私法の基本的な考え方を学ぶ
- ◆学習の視点3：憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ
- ◆学習の視点4：司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ

◎小学校教員

学習の視点1との関連では、体育や道徳、特別活動などの授業で、ルールは何のためにあるのかを理解させることが、大切だと思います。学習の視点4との関連では、国民の司法参加の授業など内容面で難しい場合、資料を加工したり、児童に分かるような資料を探したりすることが大切です。(内頁参照)

◎中学校教員

学習の視点2との関連では、生徒にとって身近なものを教材化していくことが大切です。消費者教育だけでなく、音楽や美術では、知的財産権に触れることがあるので、生活と法が関わっているところを具体的に考察させていくことが大切です。

◎高等学校教員

学習の視点3との関連では、日本国憲法第13条にある「個人の尊重」を生活と関連付けて教材化することが大切です。個人の人権や個人の権利など自由に裏付けられた法に関する教育が必要とされています。

◎法律実務家

身近な素材を教材化する際に、児童・生徒の実態を踏まえるなどの配慮が重要です。イメージを共有できるものを素材として扱えるといいでしょう。

◎中学校教員

学習活動と深く密接に関係している問題について、法律実務家に話をいただいたり、直接質問ができたりすると、生徒の目の輝きが違います。事前に授業のねらいを打ち合わせしたり、生徒が考察したい事柄を共通理解したりしながら進められるとよいと考えています。



◎法律実務家

東京の3つの弁護士会、法務省、検察庁及び裁判所等関連機関も含めてそれぞれが法教育に取り組んでいるので、授業内容に応じて活用するとよいと思います。授業づくりの段階で相談に乗ることも可能です。資料提供などもできます。実際の裁判を見学する場合は、学年などを教えていただければ適切な裁判を紹介することも可能です。

日本弁護士連合会広報課 電話 03-3580-9846 HP アドレス <http://www.nichibenren.or.jp>
日本司法書士会連合会 電話 03-3359-4171 HP アドレス <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>
東京弁護士会広報課 電話 03-3581-2251 HP アドレス <http://www.toben.or.jp/>

公開授業の様子は、内頁を御覧ください。

単元名「現代社会をとらえる見方や考え方」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関係

合意形成に重点
をおいた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
 - ・ 社会生活を送っていることから生じる問題（トラブル）を解決するために、きまりをつくったり、取り決めを行ったりしていることについて身近に感じ、興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
 - ・ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
 - ・ 社会生活を送っていることから生じる問題（トラブル）を解決するための具体的な道筋についてとらえるとともに、身近な諸問題を解決するためのきまりをつくることに参画しようとする。

単元の構成
〈4時間扱い〉

1 「社会生活を快適にする方法を考える。」
〈1時間扱い〉

2 『「放置自転車問題」の解決策を考える。』
〈2時間扱い〉

3 「身近な諸問題の解決策について評価する。」
〈1時間扱い〉

本時のねらい：「放置自転車問題」を題材に、その具体的な解決策を考えることを通して、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎となっている対立と合意、効率と公正について考える。

導入

「放置自転車問題」の解決策の最終案を確認する。

展開

「放置自転車問題」の解決の最終案についての採決を行う。

合意形成のための原理の考え方の獲得

各班の最終案について、「ルールが全ての人に平等か（平等の原理）」「義務や負担、利益などが全ての人に平等か（公平の原理）」「全ての人の満足度を引き上げているか（公益の原理）」「最少のコストで達成されているか（合理的選択の原理）」「ルールの内容が明確に規定されているか（明確性の原理）」を各3点満点で採点し、個人で最もよいと考える最終案を決定し、投票を行う。

明確な理由を挙げて自分の考えをまとめる

最終案 ボランティアに協力を依頼し、見張りをつける 交番を設置する カメラと同様のものを設置する 駐輪場の有料利用時間を延長する 自転車を放置できる場所をなくす

友達の発表や調べたことを踏まえて、自分の考えをまとめる。

学習を振り返る。

合意形成に至る過程における「少数意見の尊重」や「手続きや結果の公正さ」、「効率性」等の視点を踏まえさせる。

駅や店の前に交番を設置するのは、コスト面で実現は厳しいと思う。

駐輪場の有料の利用時間を延長するだけでなく、無料にしたほうがよいと思う。

放置できる場所を板やロープでなくすのではなく、街路樹や花、自動販売機など必要なものをおいたほうがよいと思う。

実際の条例を検討する。

条例をみると、「～が起きた場合」というように、とても細かい記述がされています。こうすることで、緊急の場合でも迅速な対応ができるのではないかと考えます。

終末

合意形成についての学習をまとめる。

大切だと思うことは次の3つです。
①全ての人々が公平、平等であると思えるきまりをつくること②あらゆる場面を想定したきまりをつくること③反対意見をもつこと

きまりをつくるとき、数多くの人の意見を聞いたり、その意見を基に考えたりすることが大切だということが分かった。

話し合っ一つの問題を解決に導いていく中で、多数決で決まったことが一番いいわけではないということが分かった。

単元名「経済活動を支える私法の基本的な考え方と雇用・労働問題」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

私法の基本的な
考え方に重点をお
いた授業構想

- <「法」に対する興味・関心>
 - ・ 社会生活は、契約とその遵守によって支えられていることに気付き、法律行為としての契約について身近に感じ、関心を高める。
- <「法」に対する知識・理解>
 - ・ 契約自由の原則と契約を守る責任について、経済社会における役割を含めて理解するとともに、現代の経済社会においては、契約の自由を原則としつつも、経済の状況に応じて、法によって契約のルールを設け、当事者間の公正さを保つ必要があることについて理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
 - ・ 経済社会における私法の基本的な在り方について深く考え、私法の考え方を社会生活において積極的に活用しようとする。

単元の構成
<3時間扱い>

1 「私たちの経済活動を支える契約の基本原則について考える。」
<1時間扱い>

2 「経済の状況に応じて、契約にルールを設ける必要があることについて考える。」<1時間扱い>

3 「原則と例外、自由と公正について考える。」
<1時間扱い>

本時のねらい：契約という法律行為について関心を深めるとともに契約自由の原則について理解する。

導 入

労働契約に関するトラブルの事例を検討する。

経営再建中のある会社で、会社側が一部の従業員に対して、解雇のための面談日以外は白紙の勤務表を渡した。

展 開

雇い主と働き手の立場に分かれ、問題の背景を検討する。

契約自由の
原則について
の理解

雇い主の立場
・ 会社は経営再建中なのだから解雇は当然である。賃金の高い高齢の従業員から解雇していくのも経営判断として合理的である。
・ 労働契約を結ぶか結ばないかは当事者の自由な判断に任されており、会社側には契約を解除する自由がある。

働き手の立場
・ 白紙の勤務表が渡されたのは50歳以上の労働者が多く、会社側は年齢によって差別している。
・ 契約は自由であるとはいえ、突然解雇されてしまったら、労働者とその家族は生活ができなくなってしまう。

自分で考え
を整理し、内
容を整理する。

「契約は自由に解除できるか」「契約の内容や形式は自由に決めることができるか」について、労働契約を振り返り、グループまたは各自で考察する。

調べた事実
から自分の考
えをまとめる。

お互いが自由に決めてよい。

お互いが納得していることが必要である。

双方が反対しない内容であれば、どんな内容でもかまわない。

友達の発表
や資料を踏ま
えて、自分の
考えをまとめる。

契約の基本原則について、考察した内容を踏まえて、ノートに整理する。

現代の私たちの社会では、個人が他者と契約を結ぶ（結ばない）ことは基本的に自由であり、その内容や形式も自由に決めることができる。

自由と責任は、私たちの社会の基本的な考え方であり、私たちの経済活動もこの考え方に基づいている。

交わされた契約は守る責任がある。

終 末

単元名「私たちの暮らしと政治の働き」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

国民の司法参加
に重点をおいた授
業構想

- <「法」に対する興味・関心>
 - ・ 私たちの暮らしを支える政治の基になっている日本国憲法や法律に基づいて行われる裁判について興味・関心をもつ。
- <「法」に対する知識・理解>
 - ・ 私たちの暮らしは、日本国憲法に基づく地方公共団体や国の政治の働きにより、生活の安定と向上が図られていることや裁判所が法律に基づいて裁判を行っていることを理解する。
- <「法」に基づき社会の形成に参画する態度>
 - ・ 私たちの暮らしと地方公共団体や国の政治の働きとのかかわりから、国民の権利と義務を主体的にとらえるとともに、国民の司法参加について考えようとする。

単元の構成
(12時間扱い)

1 学習問題をつかむ。〔第1時〕

- ◇ 私たちの税金の使途を「一般歳出概算表」を基に話し合う。

2 調べる計画を立てる。〔第2時〕

- ◇ 区では税金がどのようなことに使われているのか話し合い、調べる計画を立てる。

3 区の政治の働きを調べる。〔第3時・第4時・第5時〕

- ◇ 区では税金がどのようなことに使われているのか、「誕生」「入学」「就職」「老後」などの観点から調べる。
- ◇ 区では税金の使途をどのようにして決めているのか、福祉センターを例に調べる。

4 国の政治の働きを調べる。〔第6時・第7時〕

- ◇ 国ではどのような政治の仕組みがあるのか、生活経験を基にして話し合う。
- ◇ 国民と国会、裁判所、内閣との関係について図にまとめる。



区で行われている施策が憲法の三原則の一つである基本的な人権の尊重に基づいていることを理解できるようにする。

三権相互の関連図を基にして、国民と裁判所とのかかわりについて考え、具体的に調べるように助言する。

裁判員を経験した人に関する資料を基にして、裁判員制度の様子について考え、調べる観点を整理する。

裁判員裁判を経験した人の話を踏まえながら、国民の司法参加について考え、ワークシートに書くように指示する。

5 裁判員制度について調べる。〔第8時（本時）・第9時〕

- ◇ 裁判員の選ばれ方、裁判の進め方、裁判員の役割などについて調べる。

6 裁判員制度の概要を調べ、国民の司法参加について考える。〔第10時〕

- ◇ 導入の理由について予想し、話し合う。
- ◇ 導入の理由を調べ、裁判員制度に対する自分のかかわり方について考え、話し合う。

7 学習のまとめをする。〔第11時・第12時〕

- ◇ 「私たちの暮らしと政治の働き」をテーマにして小論文を書く。

本時のねらい：裁判所と国民とのかかわりや、裁判の進め方、裁判員の役割など裁判員制度に関心をもつ。

導入

他の人の考え方を情報として取り入れる。

前時までの学習を振り返り、作成した関連図を基に、国会・内閣・裁判所の相互のかかわりについて確認する

- ・ 三権に分かれていることで、一つだけに権力が集中しないようになっている。
- ・ 国会と内閣と裁判所が政治をしっかりと分担している。

展開①

国民と国会、裁判所、内閣との関係図を基に、国民がどのように政治に参加しているか考える

- ・ 選挙で国会議員を選ぶ。
- ・ 世論で内閣に対して考えを表す。
- ・ 最高裁判所の裁判官を審査する。

展開②

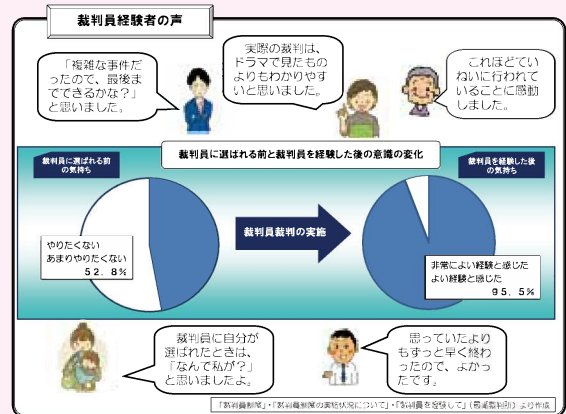
裁判員制度について考察

実際に裁判員を経験した人の立場から捉えた、裁判員制度の様子について考える

「裁判員制度」「裁判員制度の実施状況」「裁判員を経験して」(最高裁判所)より作成した資料を活用

あまりやりたくないと思っていた人が多いが、実際にやってみて良かったと感じている人がほとんどだ。

裁判は早く終わっているようだ。想像していたよりも、ていねいで分かりやすく裁判をしているようだ。



展開③

裁判員制度について調べたいことをノートに書き、発表する

- ・ 経験する前と後でなぜ印象が変わるのだろう。
- ・ どのようなことを行うのだろう。 ・どのように選ばれるのだろう。
- ・ 選ばれた人は、どのようなことをするのだろう。
- ・ どうして国民が参加する制度をつくったのだろう。

展開④

裁判員制度について調べる内容を確認し、その中から、「裁判手続きに要する日数(時間)」と「時間が短縮された理由」について調べる

「よくわかる！裁判員制度Q&A」(最高裁判所)を活用

裁判は、事件によって日数は変わるが、約3～4日程度続く。

裁判は、1日約5～6時間程度行われる。

裁判は、最初想像していたよりも短いことが分かった。

事前に事件の争点や証拠を整理しているから、時間が短縮された。

審理計画(公判前整理手続)を明確にする前の手続が行われているから、時間が短縮された。



次時の学習内容の確認：裁判員の選ばれ方、裁判の進め方、裁判員の役割などについて調べる。

「法」に関する教育における「学習の視点」から見た主な指導内容の系統

単元・題材等の指導計画を作成する際に、「学習の視点」を明らかにするとともに、各学校・学年段階において、どのような指導内容の系統になっているのかについて把握することが大切です。

「法」に関する学習における「学習の視点」と学習領域の関連（◎全校種、○一部校種）

	社会科 公民科	生活科	体育科及び 保健体育科	家庭科及び 技術・家庭科 家庭科及び 情報科	音楽科 美術科 芸術科	道 徳	特別活動
学習の視点1	◎	○	◎			○	◎
学習の視点2	○			◎	○		
学習の視点3	◎						
学習の視点4	◎						

学習の 視点1

◆道 徳(例)

小学校	第一・二学年	・約束や社会のきまりを守り、みんなが使う物を大切に作る。
	第三・四学年	・約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
	第五・六学年	・公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。
中学校	・法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。	

学習の 視点2

◆家庭科
◆技術・家庭科（家庭分野）(例)

小学校	・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。
中学校	・消費者の基本的な権利と責任についての理解 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。
高等学校	〔家庭基礎〕〔生活デザイン〕 ・家族に関する法律 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任 ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題 〔家庭総合〕 ・家族・家庭と法律 ・消費行動における意思決定 ・消費者の権利と責任 ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題

『「法」に関する教育カリキュラム』36～39頁より